

瀬戸市基本構想審議会運営規則をここに公布する。

平成26年9月30日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第30号

瀬戸市基本構想審議会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸市基本構想条例（平成26年瀬戸市条例第 号。以下「条例」という。）第3条第3項の規定に基づき、瀬戸市基本構想審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 審議会の担任する事務の細目については、次に掲げる事務とする。

- (1) 条例第2条第1項に掲げる基本構想の策定について必要となる調査及び審議に関すること。
- (2) その他基本構想について市長が必要と認める事項に係る調査及び審議に関すること。

(委員)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体の代表者
- (3) 市民の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、前条で規定する担当事務の終了をもって終わるものとする。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とす

る。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、会議を招集する場合は、その旨を市長に報告しなければならない。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第6条 審議会は、会議の終了後、速やかに議事録を作成する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、行政経営部経営課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(瀬戸市総合計画審議会運営規則の廃止)

2 瀬戸市総合計画審議会運営規則（昭和41年瀬戸市規則第3号）は、  
廃止する。